

第12 警 察

第12 警 察

群馬県警察の活動の根幹となる指針として、「安全・安心を誇れる群馬県の実現～県民の期待と信頼に応える力強い警察～」を掲げ、次の5つの施策を重点目標とし、組織を挙げて積極的な警察活動を推進した。

1 県民生活の安全を確保するための取組の推進

- 人身の安全を確保するための取組の推進
- 特殊詐欺を始めとする犯罪の抑止対策の推進
- 総合的なサイバー犯罪対策の推進
- 少年非行防止・保護総合対策の推進
- 良好な生活環境を守るための諸対策及び県民生活を脅かす生活経済事犯対策の推進

2 迅速・的確な初動警察活動の推進

- 初動警察活動に対応する基盤の強化
- 通信指令機能の強化
- 警察機動力を発揮した初動対応の徹底

3 県民生活を脅かす犯罪の徹底検挙

- 重要犯罪及び重要窃盗犯の徹底検挙
- 組織犯罪対策の推進

4 交通事故防止対策の推進

- 交通事故発生実態の分析・検証
- 高齢者の交通事故防止対策の推進
- 目立つ街頭啓発活動等の展開
- 交通事故抑止に実効性のある交通指導取締りの推進
- 交通安全施設等の整備

5 テロ、大規模災害等の危機管理対策の推進

- テロ等に対する未然防止対策の推進
- 大規模災害に備えた諸対策の推進

1 警察管理費

(1) 公安委員会の活動 決算額 6,592千円

おおむね週1回の定例会議のほか、各種行事への出席、視察等の活動を積極的に行った。

区 分	活 動 回 数
公安委員会定例会議	40回
定例会議以外の活動	43

(2) 警察情報システムの整備 決算額 453,750千円

GP-WANシステムの端末・署サーバ、解析用パソコン等について、機器等を更改して、業務の効率化を図った。

(3) 社会参加費の活用 決算額 192千円

職員が地域社会活動等に積極的に参加し、直接、県民の声を聴いて、これを警察活動に反映させるとともに、県民に警察活動に対する理解や協力を求めた。

所 属 数	金 額
警察本部20所属 警察署15署	192千円

(4) 運転免許試験の実施 決算額 10,820千円

安全で円滑な道路交通を確保するため、適正かつ厳正な運転免許試験（学科試験、技能試験及び適性試験）を実施した。

区 分	受験者数	合格者数	合格率
運 転 免 許 試 験	41,388人	32,741人	79.1%

(5) 運転免許講習の実施 決算額 623,137千円

① 運転免許各講習の実施

運転免許取得時及び取得後の運転者に対する交通安全教育の充実を図るため、運転者本人に対する講習に加え、直接、運転者教育を行う立場にある指定自動車教習所副管理者、検定員、指導員及び安全運転管理者に対する講習を実施した。

区 分	受講者数	事業費
取得時講習	130人	583,248千円
更新時講習	245,445	
高齢者講習（認知機能検査を含む。）	129,830	
指定自動車教習所副管理者・検定員・指導員講習	655	
原動機付自転車講習	706	
安全運転管理者講習	6,860	

② 取消処分者講習の実施

取消処分者講習は、運転免許の拒否、取消し等の処分を受けた者が再度運転免許を取得する際に、受講が義務付けられているものである。

本講習では、受講者を小グループに分け、2日間にわたり運転適性検査や実車指導等の個別指導を主体に行い、交通違反を繰り返した運転者や交通事故を起こした運転者に対する交通安全意識の高揚と事故防止を図った。

区 分	受講者数
取消処分者講習	326人

③ 停止処分者講習

停止処分者講習は、違反行為等を行った運転者の危険性を矯正するための改善教育として行うものである。

本講習では、運転免許の効力の停止期間に応じて短期、中期及び長期に区分するとともに、効果を高めるために、飲酒、速度、事故、一般等に区分した特別学級を編成して実施し、実車指導や運転シミュレーターによる運転適性検査の結果に基づく実践的な指導を行った。

区 分	受講者数	事業費	備 考
停止処分者講習	3,288人	24,317千円	短期 2,509人 中期 526 長期 253

④ 違反者講習

違反者講習は、危険性が相対的に低く、教育による改善が期待できる者を対象に、行政処分を科することなく、自らの危険な運転行動を認識して、危険性を改善するものである。

本講習では、受講者が社会参加活動コースか実車指導コースを選択して実施し、特に、社会参加活動コースは、受講者の良心に訴え、交通ルールを始め社会のルールを守ることの大切さの自覚を促した。

区 分	受講者数	事業費	備 考
違反者講習	1,028人	5,413千円	社会参加活動コース 835人 実車指導コース 193

⑤ 交通違反者に対する行政処分の執行

危険な運転者等を道路交通の場から早期に排除するため、悪質・重大な交通事故や交通違反の運転者に対する運転免許の取消しや停止等の行政処分を迅速・的確に執行した。

区 分	被処分者数	事業費
違反者行政処分	4,470人	10,159千円

(6) 警察装備品の整備

決算額 521,283千円

① 警察車両等の整備

事件・事故・災害発生時の迅速な対応及び犯罪抑止活動等に欠くことのできない物的基盤である警察車両（捜査用車、資材運搬車、災害対策用二輪車及び警ら用二輪車）について更新整備した。

また、警察自動車整備工場において迅速な点検整備・修理を行い、警察車両の効率的な運用を図った。

② 受傷事故防止に向けた装備資機材の重点整備

銃器使用事案に迅速・的確に対応するとともに、職務執行の安全を確保するため、防弾チョッキ等の銃器対策用装備を重点整備した。

区 分	事業費	備 考
警察車両の更新整備	14,603千円	捜査用車(普乗)4台、捜査用車(軽四)1台 資材運搬車5台、災害対策用二輪車1台 警ら用二輪車10台
警察車両の維持整備	356,052	消耗品、燃料、修繕料等
装備資機材の整備	43,883	受傷事故防止(銃器対策用)装備品等
ヘリコプターの維持整備	106,745	消耗品、燃料、修繕料等
計	521,283	

(7) テロ・被災対策整備 決算額 19,199千円

- ① 東日本大震災への対応から得られた教訓に基づき、ライフラインが途絶した被災現場であっても、一定期間、部隊活動が展開できるよう備蓄食糧を整備した。
- ② 県内で新型インフルエンザが発生した場合において、医療施設等の警戒、交通規制等の警察活動を的確に行うため、新型インフルエンザ感染症対策防護衣を整備した。
また、同防護衣は、新型コロナウイルスに対しても効果があることから、感染が疑われる者と接する際に、職員の感染防止対策として、有効活用することが出来た。

区 分	事業費	備 考
テロ・被災対策	16,119千円	総合指揮室更新整備
新型インフルエンザ対策	3,080	感染症対策防護衣
計	19,199	

(8) 警察施設の整備 決算額 1,390,730千円

警察で管理する施設(警察署、交番・駐在所等)は、警察活動における最重要拠点であることから、管理する施設の新築、改築及び修繕等を実施した。

① 高崎北警察署(仮称)新築整備

高崎警察署は、市町村合併による管轄区域拡大により、業務負担の増大と施設の狭隘等の問題を抱えていることから、同署の管轄区域を分割し、業務負担軽減や県民の利便性を考慮し、より効率的な警察業務の運営を実施することとした。

区 分	事業費	備 考
警察署新築整備	186,857千円	用地造成工事 建築・電気設備・機械設備工事 建設工事監理業務委託 上水道加入金 下水道受益者負担金

② 渋川警察署吹屋交番・吾妻警察署高山駐在所新築整備

交番・駐在所新築整備については、老朽化や狭隘化に加え、治安情勢の変化等を勘案した効果的かつ計画的な整備を行っている。

各施設整備においては、県民の利便性及び機能性の向上に配慮し、事務所内をバリアフリー化するなど、地域における治安維持活動の拠点としてふさわしい交番・駐在所整備に努めている。

区 分	事業費	備 考
交 番 新 築 整 備	64,968千円	吹屋交番新築に伴う埋蔵文化財発掘調査委託 吹屋交番新築工事 上白井駐在所解体工事 北牧駐在所解体工事
	49,569	高山駐在所新築工事設計業務委託 高山駐在所新築工事 旧高山駐在所解体工事 高山駐在所新築用地賃借

2 警察活動費

(1) 110番通信指令システムの運用 決算額 644,567千円

110番通信指令システムにより、事件事象等の発生直後における迅速・的確な警察活動を推進するとともに、同システムを活用し、パトカーや警察官を現場等に急行させ、県民生活の安全と治安の維持を図った。

(2) 地域に密着した交番・駐在所の活動 決算額 15,760千円

交番・駐在所の活動においては、所管区内における犯罪の多発時間帯や多発地域の把握に努め、積極的な職務質問や声掛けによる各種犯罪の抑止と検挙、交通指導取締り等の街頭活動を強化し、住民に安全・安心を与える活動を推進するとともに、地域住民らで構成する自主パトロール隊に対する情報提供等に配慮した活動を行った。

また、交番・駐在所に勤務する地域警察官が受持区域内の家庭や事業所等を訪問し、地域住民からの意見・要望・相談等を把握するとともに、犯罪被害防止等のため、ミニ広報紙、訪問カード、パトロールカード等を活用した積極的な情報発信活動を行い、県民との良好な関係の確保に努めた。

なお、県下の65交番・1分庁舎に交番相談員77人を配置し、地理案内を始め、拾得届・遺失届の受理、被害届の代書又は預かり、各種相談等に対する指導・助言等を行うとともに、通学路等における子供の見守り活動を実施した。

(3) 広域・科学捜査（重要犯罪・重要窃盗犯検挙） 決算額 498,048千円

県民生活に大きな脅威を与える重要犯罪及び重要窃盗犯の検挙に重点を置き、組織の総合力を発揮した初動捜査による客観証拠の収集を図るとともに、各種捜査情報の分析、DNA型鑑定、各種捜査支援システムの有効活用等科学技術を駆使して、犯罪捜査を強力に推進した。

区 分	実績 (()内は対前年比)
犯罪認知・検挙状況 (令和2年中)	・ 刑法犯認知件数 9,965件 (△1,734件)
	・ 刑法犯検挙件数 5,465 (△ 522)
	うち重要犯罪 101 (△ 16)
	うち重要窃盗犯 830 (△ 242)
	・ 刑法犯検挙人員 3,151人 (△ 167人)
	うち重要犯罪 83 (△ 26)

区 分	実績 (()内は対前年比)	
(犯罪認知・検挙状況) (令和2年中)	うち重要窃盗犯	94 (△ 37)
	・刑法犯検挙率	54.8% (3.6P)
	うち重要犯罪	97.1 (0.4)
	うち重要窃盗犯	61.6 (△ 4.6)

※重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつをいう。

※重要窃盗犯とは、窃盗犯のうち、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいう。

① 刑法犯認知・検挙状況

認知件数は、16年連続で減少した。

検挙率については、前年と比べ3.6ポイント増加し、検挙人員は、前年と比べ167人減少した。

・刑法犯認知・検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
認知件数(件)	20,981	20,330	18,820	17,782	16,275	14,006	13,105	12,201	11,699	9,965
検挙件数(件)	9,100	9,279	8,188	8,229	7,931	7,004	6,899	6,110	5,987	5,465
検挙人員(人)	5,331	4,745	4,249	4,627	4,644	4,063	3,758	3,495	3,318	3,151
検 挙 率 (%)	43.4	45.6	43.5	46.3	48.7	50.0	52.6	50.1	51.2	54.8

② 重要犯罪認知・検挙状況

重要犯罪の認知件数は、前年から減少した。

検挙率は、前年と比べ0.4ポイント増加し、検挙人員は、前年と比べ26人減少した。

・重要犯罪認知・検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
認知件数(件)	144	181	159	144	118	113	117	121	121	104
検挙件数(件)	126	163	132	133	111	93	112	118	117	101
検挙人員(人)	117	112	91	111	100	91	95	100	109	83
検 挙 率 (%)	87.5	90.1	83.0	92.4	94.1	82.3	95.7	97.5	96.7	97.1

③ 重要窃盗犯認知・検挙状況

重要窃盗犯の認知件数は、前年と比べ272件減少した。

検挙率は、前年と比べ4.6ポイント減少し、検挙人員は、前年と比べ37人減少した。

・重要窃盗犯認知・検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
認知件数(件)	3,738	3,017	2,490	2,119	2,025	1,689	1,855	1,608	1,619	1,347
検挙件数(件)	2,524	1,913	1,718	1,466	1,125	1,201	1,246	1,053	1,072	830
検挙人員(人)	336	302	251	203	202	173	149	106	131	94
検 挙 率 (%)	67.5	63.4	69.0	69.2	55.6	71.1	67.2	65.5	66.2	61.6

(4) 犯罪被害者等支援

決算額

4,971千円

① 精神的被害の回復への支援

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対しては、臨床心理士資格を有する部内カウンセラーを積極的に活用してカウンセリングを実施するとともに、精神科医や民間のカウンセラーとの連携を図るなど、精神的被害を軽減するための支援

を推進した。

- ・ 部内カウンセラーによるカウンセリング実施状況（過去10年間の推移）

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
実施回数(回)	11	36	80	73	113	204	221	279	277	282

② スーパーバイザー制度の運用

カウンセリング等の支援活動に従事する職員の代理受傷防止及び継続中の支援活動に対する助言及び指導を受けるため、臨床心理学等に関する高度な知識及び技術を有する部外の専門家として委嘱したスーパーバイザーから、部内カウンセラーが4回の助言及び指導を受けるなど、代理受傷防止を図った。

③ 広報啓発活動

犯罪被害者等支援の重要性について、広く県民に理解を求めするため、平成20年度から推進中の「社会全体で被害者を支え、被害者を生まず誰もが安全で安心して暮らせる社会事業」に継続して取り組む中において、群馬県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けている「公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま」と連携し、

- ・ あらゆる機会を活用した広報啓発活動を実施（被害者支援講演会等における被害者遺族等及び警察職員による講演14回、リーフレット等の配布及び各種広報媒体を活用した活動388回）
- ・ 中高生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を開催（被害者遺族等による講演会及び警察職員による講話等10回）
- ・ 新型コロナウイルス感染予防の観点から「群馬県警察・大学・短期大学犯罪被害者支援（共生）ネットワーク会議」関係者に資料を提供

するなどの広報啓発活動を推進した。

(5) 組織・来日外国人犯罪対策

決算額 34,706千円

六代目山口組分裂に伴う対立抗争等の暴力団による犯罪や組織的な銃器・薬物の密売、深刻化する特殊詐欺等匿名性の高い知能犯罪、来日外国人による犯罪等の予防検挙対策を強力に推進した。

① 暴力団構成員等検挙状況

令和2年中、暴力団構成員等に対する取締りを推進し、351人（前年比+1人）を検挙した。

主な検挙

- ・ 指定暴力団松葉会傘下組織組長等による暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（再発防止命令）違反事件
- ・ 指定暴力団住吉会傘下組員らによる特殊詐欺、窃盗等事件

- ・ 暴力団構成員等検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総 検 挙 人 員 （ 人 ）	463	430	447	444	427	438	400	364	350	351
刑 法 犯 検 挙 人 員	296	291	291	316	289	279	288	233	244	230
特 別 法 犯 検 挙 人 員	167	139	156	128	138	159	112	131	106	121

② 来日外国人犯罪検挙状況

令和2年中、来日外国人犯罪の取締りを推進し、433人（前年比△4人）の来日外国人を検挙した。

主な検挙

- ・ベトナム人グループによる家畜・農作物等対象の窃盗（侵入その他等）事件
- ・ベトナム人グループによる営利略取、監禁、拐取者身の代金要求、強要事件
- ・来日外国人犯罪検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総 検 挙 人 員（人）	252	238	237	297	315	256	338	368	437	433
刑 法 犯 検 挙 人 員	177	168	164	224	235	159	200	181	211	196
特 別 法 犯 検 挙 人 員	75	70	73	73	80	97	138	187	226	237

③ 薬物事犯検挙状況

令和2年中の薬物事犯の検挙人員は226人（前年比+17人）であり、薬物法令別では、覚醒剤事犯が最も多い148人（前年比△19人）と全体の約6割を占め、次いで、大麻事犯が65人（前年比+25人）となっている。

- ・薬物事犯検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
検 挙 人 員（人）	277	241	254	261	244	250	210	234	209	226
覚 醒 剤 取 締 法	250	221	209	187	205	204	176	190	167	148
大 麻 取 締 法	18	13	21	28	26	32	28	38	40	65
麻薬及び向精神薬取締法	9	7	24	44	13	14	5	6	2	13
あ へ ん 法				2			1			

④ 銃器押収状況

令和2年中の拳銃押収丁数は8丁（前年比+5丁）と増加し、暴力団構成員等からの押収丁数は1丁（前年比△1丁）と減少した。

- ・銃器押収状況（過去10年間の推移）

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
押 収 数（丁）	12	4	10	7	8	1	11	3	3	8
うち暴力団	3		1	2	2	1	5	1	2	1

⑤ 特殊詐欺等匿名性の高い組織的知能犯罪対策

令和2年中の特殊詐欺の認知件数は、185件（前年比△78件）と大幅に減少した一方、検挙件数は162件（前年比+13件）、検挙人員は58人（前年比+10人）と、件数、人員ともに増加した。

また、特殊詐欺の取締りに加え、これらを助長する犯罪として、転売目的の口座開設・携帯電話契約などに対する取締りを推進した。

- ・特殊詐欺の認知・検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
認 知 件 数（件）	81	89	161	261	194	222	253	237	263	185
振 り 込 め 詐 欺	78	56	128	238	169	211	253	209	166	109
振 り 込 め 詐 欺 以 外	3	33	33	23	25	11		3	1	1
キャッシュカード詐欺盗								25	96	75
検 挙 件 数（件）	29	92	45	61	130	114	107	121	149	162
振 り 込 め 詐 欺	29	88	36	39	99	102	104	115	108	114
振 り 込 め 詐 欺 以 外		4	9	22	31	12	3	1	1	
キャッシュカード詐欺盗								5	40	48

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
検 挙 人 員 (人)	10	19	31	41	71	47	48	56	48	58
振り込め詐欺	10	14	22	26	54	46	47	53	40	45
振り込め詐欺以外		5	9	15	17	1	1	2	2	
キャッシュカード詐欺盗								1	6	13

※振り込め詐欺とは、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺の4種類をいう。

※キャッシュカード詐欺盗に関する統計は、平成30年から開始

⑥ 準暴力団対策

準暴力団は、特殊詐欺や窃盗を中心に多岐にわたる犯罪に関与し、不法な資金獲得活動によって蓄えた資金の一部を暴力団に上納し、暴力団とのつながりを強めている状況がうかがわれることから、関係各部門との情報共有に努め、「事件検挙を通じた実態把握」と「実態把握に基づく事件検挙」のサイクルを確立し、組織の解明、弱体化及び壊滅に向けた取組を推進した。

(6) 公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターへの活動支援 決算額 3,870千円

社会から暴力を追放し、「安全な暮らしの実現」を推進するため、公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターに対し、積極的に各種情報を提供するとともに活動を支援した。

なお、公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターの活動は以下のとおり。

① 普及・広報活動の推進

- ・暴力追放広報啓発資料の作成・配布
- ・新聞、ラジオ等のメディアを活用した広報啓発活動の推進

② 相談・支援活動の推進

- ・暴力団員による不当な行為に関する相談への対応

区分(年度)	H28	H29	H30	R1	R2
相談受理件数(件)	189	170	216	167	144

- ・少年に対する暴力団の影響を排除するための活動
- ・各地域の暴力追放協議会や団体との情報交換や暴排講演の実施
- ・専門知識を有する警察OBによる相談及び弁護士による無料相談所(毎月第2木曜日)の開設
- ・警察及び弁護士会との共催による民事介入暴力相談所(無料)の開設(高崎、伊勢崎、渋川及び太田の4市で開設)
- ・暴力団から離脱した者に対する就労支援
- ・暴力団から離脱した者の受入協力企業の獲得

③ 調査・資料収集活動の推進

- ・全国の暴力追放機関との情報交換
- ・群馬弁護士会との連携
- ・行政機関相談窓口等との連携

④ 表彰

- ・暴力団追放功労者・功労団体に対する表彰
- ・暴力追放ポスター・標語コンクールの実施と表彰

⑤ 普及・育成活動の推進

- ・少年指導委員を対象とした研修会の実施
- ・不当要求防止責任者講習の実施

区分（年度）	H28	H29	H30	R1	R2
実施回数（回）	31	30	31	29	28
受講人員（人）	1,375	1,520	1,457	1,354	1,006

(7) 犯罪抑止総合対策

決算額 30,288千円

「安全・安心を誇れる群馬県の実現～県民の期待と信頼に応える力強い警察～」の指針の下、「県民生活の安全を確保するための取組の推進」を活動重点に掲げ、各事業を推進した。

① 犯罪抑止対策の推進

「犯罪の抑止と検挙に向けた警察活動」と「安全・安心なまちづくり」を両輪とした諸対策を推進した。

名 称	実 施 期 間
県民防犯運動	6/11～6/20
全国地域安全運動	10/11～10/20
年末特別警戒	12/11～12/31
県民防犯の日	毎月16日

② 特殊詐欺被害防止対策の推進

- ・高齢者に対する広報啓発及び訪問指導
- ・金融機関、コンビニエンスストア、タクシー事業者等による声掛けの強化
- ・群馬県特殊詐欺等根絶協議会等の関係機関・団体との連携強化
- ・特殊詐欺電話対策装置貸出事業の実施
- ・県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」における啓発動画配信
- ・県内主要スーパーマーケットの店内放送による注意喚起
- ・ツイッターによる犯行グループへの人的供給源を遮断する対策

(8) サイバー犯罪対策の推進

決算額 8,726千円

サイバー空間の脅威から県民を守るため、犯罪捜査に加え、官民一体となった被害防止対策及び高度化するサイバー犯罪に的確に対応するため組織基盤の強化を推進した。

① サイバー犯罪の相談件数・検挙件数

区 分	H28	H29	H30	R1	R2
相談件数（件）	2,131	1,926	1,977	2,219	2,651
検挙件数（件）	187	162	196	176	184

② SNS等に起因する事件の検挙件数・被害児童数

区 分	H28	H29	H30	R1	R2
検挙件数（件）	45	30	33	31	21
被害児童数（人）	42	28	29	22	21

③ 情報モラル講習会の実施回数・受講者数

区 分	H28	H29	H30	R1	R2
実施回数（回）	210	761	1,046	1,084	651
受講者数（人）	39,011	152,124	190,503	168,242	67,921

(9) 来日外国人共生対策の推進 決算額 277千円

民間通訳人等帯同による特別巡回連絡を通じた意見要望の把握や安全情報の提供を実施した。

(10) 公益財団法人群馬県防犯協会への活動支援 決算額 3,060千円

- ・ 県民防犯運動及び全国地域安全運動の実施
- ・ 自転車防犯対策のための広報啓発活動（チラシ配布：73,750枚）
- ・ 新聞、テレビ、FMラジオ等を活用した広報啓発活動
- ・ 防犯ボランティア団体及び個人に対する表彰(防犯功労団体：2団体、防犯功労者：53人)

(11) 子供・女性の安全対策

子供・女性の安全を確保するため、声掛け事案等に対する早期検挙、指導・警告等の先制予防的な活動に加え、防犯ボランティア等と連携し、登下校時間帯の警戒活動、見守り活動等を推進した。

- ・ 声掛け事案の情報件数・指導警告件数・検挙件数

区 分	H28	H29	H30	R1	R2
情報件数(件)	819	822	698	710	659
指導・警告件数(件)	115	135	142	158	181
検挙件数(件)	127	116	101	95	77

(12) ストーカー・配偶者からの暴力事案対策の推進 決算額 124千円

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案については、事態が急展開して重大事件へ発展するおそれがあることから、被害者の保護を最優先に迅速・的確かつ組織的な対応を徹底した。

① ストーカー事案対策の推進

区 分	H28	H29	H30	R1	R2
相談件数(件)	356	326	283	213	278
警告件数(件)	98	80	53	46	44
禁止命令件数(件)	8	10	31	20	24
援助件数(件)	239	213	208	150	224
検挙件数(件)	72	50	49	41	39

② 配偶者からの暴力事案対策の推進

区 分	H28	H29	H30	R1	R2
相談件数(件)	914	881	789	860	882
援助件数(件)	347	361	286	308	396
検挙件数(件)	491	416	393	398	365

(13) 少年非行防止活動等の推進暴力事案対策の推進 決算額 4,550千円

少年犯罪の検挙・補導活動を実施するとともに、学校や教育委員会、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携し、少年の非行防止・健全育成活動を推進した。

① 少年の検挙・補導人員

区 分	H28	H29	H30	R1	R2
刑法犯少年(人)	316	314	301	283	239
触法少年(刑法犯)(人)	85	87	93	56	54
不良行為少年(人)	6,079	4,369	3,319	2,358	1,823

② 福祉犯の検挙件数・検挙人員・被害児童数

区 分	H28	H29	H30	R1	R2
検挙件数(件)	150	134	118	94	76
検挙人員(人)	140	128	112	86	72
被害少年数(人)	117	114	96	90	69

③ 居場所づくり活動

区 分	H28	H29	H30	R1	R2
実施回数(回)	19	21	15	15	9
参加少年数(人)	245	224	163	151	73

④ 少年相談

区 分	H28	H29	H30	R1	R2
相談件数(件)	318	339	347	266	235

(14) 交通安全対策の推進

決算額

7,518千円

① 交通事故発生状況

「交通安全県・群馬」の確立を目指し、関係機関・団体と連携して諸対策を強力に推進したほか、新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛も影響した結果、交通人身事故の発生件数、死者数及び負傷者数はいずれも減少し、死者数は統計史上最少の45人であった。

区 分	H28	H29	H30	R1	R2
発生件数(件)	13,574	12,745	13,087	11,831	9,266
死者数(人)	62	67	64	61	45
負傷者数(人)	17,279	16,236	16,727	14,845	11,624

② 交通安全運動の推進

交通安全に関する知識の普及、交通安全意識の高揚及び交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、自治体、関係機関・団体等と連携し、年間を通じて四季の交通安全運動を始めとする交通安全活動を推進した。

区 分	実施期間	事業内容
春の全国交通安全運動	4/6～4/15	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要綱・ポスター・チラシ等広報啓発資料の作成、配布 ・交通情報板、新聞、テレビラジオ等を活用した広報活動 ・各種交通安全教育の推進 ・関係機関・団体と連携した街頭指導の実施
夏の県民交通安全運動	7/11～7/20	
秋の全国交通安全運動	9/21～9/30	
冬の県民交通安全運動	12/1～12/10	
自転車のマナーアップ運動	毎月15日、5月は強調月間	
県民交通安全日	毎月1日	
高齢者交通安全日	毎月25日	

③ 交通安全教育の実施

交通企画課交通安全教育隊が中心となって関係機関・団体と連携し、腹話術、寸劇等を取り入れた参加・体験型と動画による視聴型の交通安全教育を幅広い世代を対象に実施した。

区 分	実 施 回 数	実 施 人 員
幼稚(保育)園児	223回	10,513人
小 学 生	404	53,647
中 学 生	68	14,550
高 校 生	67	11,314
大 学 生 等	5	272
一 般	307	17,688
高 齢 者	223	8,143
合 計	1,297	116,127
対 前 年 比	△1,755	△233,339

(注) 交通安全教育隊と警察署の実施した回数と人数を計上

・交通安全教育隊の活動状況

区 分	幼児・保護者	小学生	中学生	高校生	大学その他学生	高齢者	その他	合計
実施回数	52回	14	17	7	1	28	46	165
実施人員	2,637人	505	2,724	755	138	1,910	2,571	11,240

④ 高齢者交通事故防止対策の推進

ア 高齢歩行者対策

(ア) 反射材着用促進活動

パトカーや事故処理車に反射材を備え、薄暮、夜間及び早朝に反射材を着用していない高齢歩行者に対して、交通事故防止を指導しながら直接貼付する取組を展開した。

(イ) 75歳以上の高齢者に対する交通安全教育の推進

年齢が高くなるにつれて交通安全教育を受講する機会が少なくなる75歳以上の高齢者に対して、交通安全協会女性部、民生委員等と連携し、個別訪問して、直接交通安全教育を実施した(令和2年中個別訪問者数65,475人)。

イ 高齢運転者対策

運転に不安を感じている高齢運転者及びその家族に対して、安全運転相談ダイヤル(＃8080)、運転免許証自主返納制度及び自治体による自主返納支援制度を周知する活動を実施した(令和2年中高齢者の運転免許自主返納件数8,071件)。

⑤ 自転車交通事故防止対策の推進

ア 自転車のマナーアップ運動の推進

毎月15日を「自転車マナーアップデー」、5月を「自転車のマナーアップ運動強調月間」と指定し、街頭指導や啓発活動等を推進するとともに、改正群馬県交通安全条例の施行(令和3年4月1日)に向けた啓発用チラシを配布し、ヘルメットの着用等と呼び掛ける活動を実施した。

イ 自転車の道路交通法違反警告書を活用した指導警告活動の強化

自転車利用者による交通違反に対しては、自転車の道路交通法違反警告書を活用して積極的な指導警告を実施した(令和2年中指導警告件数65,749件)。

ウ スケアード・ストレイト教育技法を用いた交通安全教育の推進

県道路管理課、交通関係団体等と連携し、危険な自転車走行に伴う交通事故の実演により、生徒に危険性を擬似体験させるスケアード・ストレイト教育技法を用いた交通安全教育を実施した（令和2年中14校）。

⑥ 交通人身事故分析資料の発行

年間における交通人身事故の発生状況や特徴等を集計した「令和元年交通年鑑」及び「令和2年群馬の交通事故統計」を発行し、警察署を始め市町村・関係機関等に提供した（発行時期 交通年鑑は毎年12月頃、群馬の交通事故統計は毎年4月）。

(15)交通安全施設の整備及び維持管理

決算額 1,870,640千円

道路における交通の安全と円滑を図り、県民にとって良好な交通環境を実現するため、信号機の新設・改良を行い、実態に即した交通規制を行うとともに、老朽化した交通安全施設の更新整備等を推進した。

① 信号機の新設

新設道路や学校周辺の通学路の安全対策等として、地元住民等から要望のあった箇所の中から設置効果等が高い箇所を選定し、11基を新設した。

② 信号機改良

矢印灯器を設置する多現示化を2基行うなど、適正な交通流の確保を図った。

また、災害発生時の対策として電源付加装置（リチウムイオンバッテリー）の整備を4基行った。

③ 老朽化等更新整備

過去に整備した交通安全施設が大量更新時期に直面していることから、計画的な更新整備を推進している。

ア 信号柱の更新

老朽化した信号柱は、倒壊、傾斜等のおそれがあることから、老朽化信号柱等154本を更新した。

イ 信号制御機の更新

経年劣化した信号制御機は、故障によって安全で円滑な交通流の障害となる可能性が高まることから、190基を更新した。

ウ 信号灯器の更新（LED化）

経年劣化した信号灯器は、腐食による落下や漏電の可能性が高まることから、視認性が高く、省電力で長寿命なLED信号灯器に265灯を更新した。

④ 必要性の低下した交通安全施設の撤去

ア 信号機の撤去

道路整備や周辺環境の変化によって、必要性が低下した信号機は、円滑な交通流を阻害したり、信号無視などの交通違反を助長するおそれがあることから、23基を撤去した。

イ 大型標識の撤去

建替え、移設等の工事を行う際、大型標識の必要性について検討し、可能な限り路側標識で対応していることから、21本を撤去した。

ウ 路側標識の撤去

道路環境等の変化等により交通量が減少するなどの必要性の低下した規制を廃止したり、路線規制により標識を間引くなどの削減を図り、203本を撤去した。

< 主な事業状況 >

区 分	事業量	事業費	備 考
交通管制	センター 1式 端末装置 21基	93,463千円 14,551	・交通管制センター下位装置の更新 ・情報収集装置新設8基、更新13基
信号機	新設 11基 改良 7基	56,505 42,553	・プログラム多段式9基、押ボタン式2基 ・右折感応化1基、多現示化2基、信号機電源付加装置4基
老朽化等 更新整備	信号柱 154本 制御機 190基 灯器 265灯	131,537 248,487 48,520	・老朽柱等154本 ・老朽制御機190基 ・LED化等 車両用123灯、歩行者用142灯
ケーブル地中化	9か所	51,065	・前橋、太田
道路標識	路側式 3,089本	276,755	・新設290本 ・更新2,084本 ・緊急補修715本
道路標示	新設 ・ 塗替	260,854	・横断歩道737か所 ・実線（はみ出し禁止等）63.1km ・図示（文字記号）1,053か所
撤 去	信号機 23基 標識 224本	19,623	・信号機 前橋、高崎、伊勢崎、館林ほか ・大型標識 21本 ・路側標識203本
維持管理		626,727	・電気料、保守委託費 ほか
計		1,870,640	

(16) 交通指導取締り及び交通事故事件捜査の推進

決算額

159,696千円

① 交通指導取締りの強化

ア 交通事故に直結する無免許、飲酒、著しい速度超過等悪質・危険性の高い違反の取締りはもとより、交通事故実態を分析し、かつ、地域住民の取締り要望を勘案した上で、事故多発路線を中心とした交通事故抑止につながる効果的な指導取締りを推進し、交通秩序の確立と安全で快適な交通環境の実現に努めた。

イ 飲酒運転周辺者による「車両提供罪」、「酒類提供罪」、「車両同乗罪」の周辺三罪の取締りを強化し、飲酒運転による事故防止を図った。

また、無免許周辺者による「車両提供罪」「車両同乗罪」の周辺二罪の取締りを強化し、無免許運転による事故防止を図った。

ウ 違法駐車が多い地域に駐車監視員による活動を展開させ、放置駐車車両の指導取締り（指導警告件数3,005件、標章取付件数3,477件）を強化し、良好な駐車秩序の確立に努めた。

・交通違反取締り状況

区 分	H28	H29	H30	R1	R2
無 免 許 (件)	314	367	421	422	466
飲 酒 (件)	467	549	584	509	456
速 度 (件)	12,314	11,015	12,086	10,324	11,062
携 帯 電 話 (件)	22,387	24,015	23,468	17,832	6,287
信 号 (件)	10,105	7,677	7,426	5,848	6,064
駐 停 車 (件)	900	989	932	685	792
整 備 不 良 (件)	735	748	674	686	596
シ ー ト ベ ル ト (件)	9,501	12,302	9,967	8,014	8,005
そ の 他 (件)	31,940	26,061	30,505	30,888	37,862
合 計 (件)	88,663	83,723	86,063	75,208	71,590

② 暴走族取締りの強化

暴走族総合対策を円滑かつ効果的に推進するため、本部特別捜査係及び各警察署が連携して、「群馬県暴走族等の追放の推進に関する条例」の効果的運用及び暴走族に対する取締りの強化を図った。

暴走行為に対しては、採証用オートストロボ装置等暴走族取締り用装備資機材の効果的な運用を図り、集団暴走行為の検挙に向けた対策を実施した。

主な検挙

- ・令和2年10月4日午前、沼田市内における暴走行為 5台5人（逮捕5人）
- ・令和2年10月11日夜、高崎市内における暴走行為 5台5人（逮捕5人）

主な対策

- ・週末深夜等における暴走族警戒
- ・旧車會（元暴走族構成員等で構成され、改造した旧型の自動二輪車等で違法走行等を敢行する集団）の集団走行警戒

③ 交通事故事件捜査の徹底と被害者支援の推進

死亡、重体等の重大事故やひき逃げ事件の捜査に当たっては、ステレオカメラ、デジタル画像測量システム等の科学的装備資機材を活用し、初動捜査の段階から周到綿密な現場鑑識活動を徹底して、事件事故の究明を図った。

また、遺族・被害者に対しては、事故概要や捜査状況についての被害者連絡を実施するとともに、各種相談活動を通じて被害者等の心情に配慮した被害者支援を推進した。

・交通事故発生状況

区 分	H28	H29	H30	R1	R2
人身事故 (件)	13,574	12,745	13,087	11,831	9,266
物件事故 (件)	44,567	43,226	40,698	40,876	34,869

・ひき逃げ事件発生検挙状況

区 分	H28	H29	H30	R1	R2
発生件数 (件)	81	102	130	139	122
死 亡	4	1	4		4
重 傷	7	8	16	16	5
軽 傷	70	93	110	123	113

区 分	H28	H29	H30	R1	R2
検挙件数(件)	57	65	79	72	69
死亡	4	1	4		4
重傷	6	7	13	16	5
軽傷	47	57	62	56	60
検挙率(%)	70.4	63.7	60.8	51.8	56.6
死亡	100.0	100.0	100.0		100.0
重傷	85.7	87.5	81.3	100.0	100.0
軽傷	67.1	61.3	56.4	45.5	53.1

(17) 警察用航空機の活動

昭和63年4月に発隊した航空隊は、警察用航空機「あかぎ」を保有して、ヘリコプターの高速性能等を活かした運用に努めている。

また、「あかぎ」には、ヘリコプターテレビシステム（デジタルハイビジョンカメラ）が装備され、災害発生時や事件・事故発生時における情報収集や捜査活動等への活用を図っている。

航空隊は、「空からの捜査・捜索活動」を使命としており、発隊以来の総飛行時間は12,926時間10分、総飛行回数は11,860回となっている。このうち、救難・救助活動には1,688回出動し、311人の尊い命を救助するなど、県民の期待に応えるための活動を展開している。

① 警察用航空機の業務別活動状況（令和2年中）

区 分	特 別 活 動				警ら等	
活動区分	緊急配備	初動活動	救難救助	試験飛行等	警ら訓練	小 計
回数(回)	7	31	68	10	194	310
時間(時分)	3:00	10:15	65:10	8:30	191:00	277:55

区 分	警 察 業 務 の 支 援 活 動 等								
活動区分	警 務	刑 事	生 安	警 備	交 通	応 援 派 遣	行 政 支 援	小 計	合 計
回数(回)	6	12	23	11			19	71	381
時間(時分)	5:50	11:25	19:55	11:55			25:50	74:55	352:50

② 主な救難・救助活動等（令和2年中9件11人救助）

- ・谷川岳肩の小屋付近において、天候不良により下山できなくなった女性2人を谷川岳警備隊と連携して救助した。（令和2年2月7日）
- ・妙義山において滑落負傷した女性を機動隊員と連携し捜索、発見し救助した。（令和2年8月4日）
- ・谷川岳オキノ耳付近において単独登山中に負傷した男性を谷川岳警備隊と連携し救助した（令和2年8月11日）
- ・鼻曲山山頂付近において熱中症の疑いのある女性を防災航空隊員と連携し捜索、発見し救助した。（令和2年8月16日）
- ・浅間山北面において遭難した女性を防災航空隊員と連携し捜索、発見し救助した。（令和2年9月28日）
- ・日光白根山において自力下山困難になった女性を谷川岳警備隊員と連携し捜索、発見し救助した。（令和2年10月4日）

③ 主な犯罪捜査活動（令和2年中1件2人検挙）

富岡署管内発生 of 自動車盗に係る盗品保管場所をヘリテレ撮影し、被害車両を確認した、事後捜査により被疑者2人を通常逮捕（令和2年6月3日）

④ その他

- ・ 浅間山、草津白根山の火山調査（令和2年7月2日）
- ・ 豪雨による本県内被害調査（令和2年7月8日、9月10日）

(18) 山岳遭難対策の推進

決算額

1,853千円

① 山岳遭難の発生状況

令和2年における群馬県内の山岳遭難発生状況は、発生件数85件（前年比+4件）遭難者107人（前年比+17人）であり、うち死者は8人（前年比△2人）であった。

区 分	H28	H29	H30	R1	R2
発生件数(件)	77	104	132	81	85
死 者(人)	13	9	16	10	8
重 傷(人)	25	36	44	26	22
軽 傷(人)	30	27	43	25	25
無 事(人)	18	44	49	29	51
未 発 見(人)	1	2	1		1
遭難者計(人)	87	118	153	90	107

② 谷川連峰における発生と救助活動状況

谷川連峰では、令和2年中、17件（前年比△3件）の山岳遭難が発生した。

この17件の遭難に、沼田警察署に設置の谷川岳警備隊等が出動し、27人（前年比+5人）を救助等した。

区 分	H28	H29	H30	R1	R2
発生件数(件)	18	17	26	20	17
遭難者計(人)	19	17	30	22	27

③ その他山岳における発生と救助活動状況

谷川連峰以外の山岳における山岳遭難は、令和2年中、68件（前年比+7件）発生し、富岡警察署に設置の妙義山警備隊や関係警察署員等が出動し、80人（前年比+12人）を救助等した。

区 分	H28	H29	H30	R1	R2
発生件数(件)	59	87	106	61	68
遭難者計(人)	68	101	123	68	80

④ 山岳遭難防止対策

健康志向を背景に中高年登山者が増加していることに伴い、県内のあらゆる山岳を始め、尾瀬ヶ原等の比較的なだらかな山岳においても遭難が多発している現状から、安全登山の指導と遭難者救助のため、山岳地帯を管轄する警察署を中心に山岳遭難防止や登山計画書の提出等の広報啓発活動及び関係機関・団体と連携した登山道や危険箇所の点検・整備を実施した。

また、遭難事案発生時における救出・救助活動のための訓練や装備資機材の点検・整備及び警察用航空機や消防等の関係機関と連携した合同訓練を実施した。